

居宅介護支援重要事項説明書

サービス内容のご案内

1. 事業者について

名 称	福岡県看護協会 訪問看護ステーション「くるめ」	指定番号	久留米市長指定 第 4062290046 号
住 所	福岡県久留米市西町 105 番地 18		
電 話	0942-48-7171	F A X	0942-37-2531
営 業 日	月曜日から 土曜日		
営業時間	8 : 45 から 17 : 30 まで		
休 業 日	日曜・祝日・8月13日から15日・12月29日から1月3日		
事業地域	久留米市内等		
事業経緯	平成11年9月 福岡県指定による居宅介護支援事業所指定 平成26年4月 久留米市指定による居宅介護支援事業所指定		

2. 職員体制など

	資 格	専 従	兼 務	合 計
管 理 者	介護福祉士	0名	1名	1名
介護支援専門員	看 護 師	1名	0名	1名
	介護福祉士	1名	1名	2名
事 務 職 員		0名	2名	2名

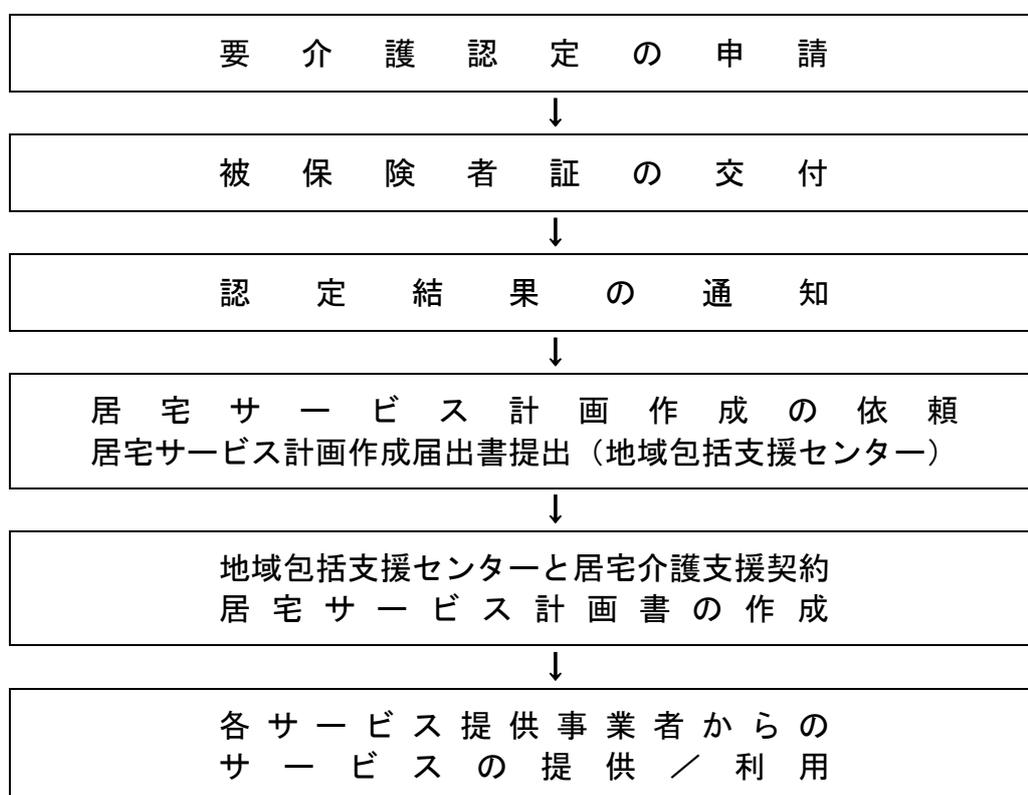
3. 連携機関

福岡県看護協会訪問看護ステーション「くるめ」は、病院、診療所、介護保険施設、市町村、保健福祉環境事業所、サービス事業所等と連携を図りながら事業を行っています。

4. 福岡県看護協会訪問看護ステーション「くるめ」の運営方針

- ・事業にあたる介護支援専門員は、利用者の心身の特性をふまえて、出来るだけ自立した生活が営めるよう、利用者の選択にもとづく、総合的、効果的なサービスが受けられるよう、適切に事業を行います。
- ・事業の提供にあたっては懇切丁寧に行い、利用者または家族に対し事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行います。
- ・事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療。福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5. 介護保険の流れと居宅介護支援



*居宅介護支援とは

- ・介護支援専門員による居宅介護サービス計画の作成
- ・居宅サービス計画の実施状況や利用者の状況の変化の確認と評価
- ・居宅サービス計画の変更や、関係機関との連絡調整
- ・公正中立な情報提供や紹介など

6. 居宅介護支援の進め方

担当介護支援専門員は、下記のとおり居宅介護支援を行います。

① 介護支援専門員が利用者の自宅を訪問します

利用者と家族の要望の確認
利用者の心身の状態や生活環境等の確認

② 介護支援専門員が、居宅サービス計画案を作成します

③ 介護支援専門員が、サービス担当者との調整会議等によりサービスの調整を行います

④ 介護支援専門員が居宅サービス計画案を利用者と家族に説明します

⑤ 利用者からサービス計画の同意をいただきます

利用者は居宅サービス計画にそって、各介護サービス事業者と契約します

⑥ 介護支援専門員が、サービスの実施状況や利用者の課題を確認し、必要に応じて居宅サービス計画の変更や、介護サービス事業所などと連絡調整を行います

⑦ 要介護認定更新申請への協力

7. サービスの利用方法

(1) サービス利用の開始

まずはお電話等でお申し込みください。当事業者の介護支援専門員がお伺いします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出があればいつでも解約できます。

② 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 介護保険施設やグループホーム等に入所した場合
- ・ 小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合
- ・ 要介護認定区分が、非該当や要支援と認定された場合
- ・ 入院若しくは、居宅でのサービスを利用しない期間が6月を越えた場合
- ・ 被保険者資格の喪失や死亡された場合

④ その他

ご利用者・ご家族様が当事業者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

<次のような場合はご連絡下さい>

- ・ 介護保険証などの記載内容に変更があった場合
- ・ 医療受給資格などに変更があった場合
- ・ 居宅サービス計画外のサービスを利用する場合
- ・ 利用するサービスの変更の場合
- ・ 病状等の変化などのため、入院（入所）となった場合
- ・ 住居地の変更の場合

8. 利用料

居宅介護支援については、介護保険でまかなわれるため、利用料を支払う必要はありません。ただし、介護保険料未払いなどによって当事業者の法定代理受領が出来ない場合は、当事業者に利用料をお支払いください。

- (1) 利用料の支払いが必要な場合の利用料金は「重要事項説明書別紙」のとおりです。

- (2) 事業者が発行するサービス提供証明書を市町村の担当課に提出しますと、払い戻し（全額または一部）を受けることができます。

9. 中立・公平について

居宅介護支援を提供するにあたり、介護保険法の中で利用者の意思及び人格を尊重し、利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は指定居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に業務を行います

- ① 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求められることができることを説明します。
- ② 特定の事業者に不当に偏った情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみの居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

10. 虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止及び身体的拘束等の適正化のために、次の措置を講ずるものとします。

- ① 事業所における虐待防止措置及び身体的拘束等適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催とその結果について介護支援専門員に徹底通知
- ② 虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化をするための従業者に対する研修の実施
- ③ 事業所における虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化指針の整備
- ④ 虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化に関する責任者の配置
- ⑤ 成年後見制度の利用を支援します。
- ⑥ 市役所、地域包括支援センター、警察等との虐待防止措置及び身体的拘束等における通報先との連携・協力につとめます。

虐待防止に関する責任者	管理者 久次 昌美
-------------	-----------

事業者は、面接中およびサービス事業者より報告があった場合は速やかに関係機関に通報するものとします。

11. 暴言・暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対するために次にあげる措置を講じます。

- 1) 暴言・暴力・ハラスメントに対する組織・地域での適切な対応を図るとともに法人内に責任者を選定しています。
- 2) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。
- 3) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】

暴力又は乱暴な言動	<ul style="list-style-type: none">・ 殴る、蹴る・ 物を投げつける・ 怒鳴る・ 刃物を向ける・ 奇声や大声を発するなど
ハラスメント行為	<ul style="list-style-type: none">・ 不用意に体を触る・ 手を握る・ 腕を引っ張り抱きしめる・ 卑猥な画像や動画を繰り返し見せる
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 職員や他社の個人情報を求める・ ストーカー行為など

12. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の事業再開を図る為の計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。また介護支援専門員に対し、業務持続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- ① 事業所における感染の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症およびまん延防止のための指針を整備します
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は、利用者の主治の医師および医療機関との間において、利用者の在宅生活を円滑に行う為利用者の情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。

- ① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅支援事業者が医療機関に伝わるように入院時に持参する医療保険証又はお薬手帳等に担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いします
- ② また入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただくようお願いいたします。

14. 緊急時の対応について

緊急の場合は、下記にご連絡下さい

ご連絡先 TEL 0942-48-7171

15. 相談・苦情の窓口

サービスについてのご相談や、ご不満、ご意見などある場合は担当の介護支援専門員、または、下記までご連絡ください。

- (1) 福岡県看護協会 訪問看護ステーション「くるめ」
TEL 0942-48-7171
受付時間 9:00~17:00
管理者 久次 昌美
- (2) 保険者が久留米市の場合
久留米市役所介護保険課 TEL 0942-30-9247
- (3) 保険者が久留米市以外の場合
各保険者
- (4) 福岡県国民健康保険団体連合会
介護サービス相談室 TEL 092-642-7859

サービス相談窓口

電話番号：0942-48-7171 担当者：

受付時間：月～土曜日 9:00～17:00

事業者名 福岡県看護協会 訪問看護ステーション「くるめ」
事業所番号 4062290046
住 所 福岡県久留米市西町105番地18
管 理 者 久次 昌美
説 明 者

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意をしました。

年 月 日

利用者氏名

家族または代理人

本人との関係（ ）

重要事項説明書 別紙

1. 利用料について(利用料金)

居宅介護支援利用料は、介護サービス提供開始以降、下記のとおりです。

・介護保険法の規定に基づいて、介護保険から事業所に直接支払われるため（法廷代理受領）、自己負担はございません。なお、当事業所は特定事業所加算（Ⅲ）の算定事業所です。

・介護保険料の滞納等により、法廷代理受領ができない場合は、一旦、一月当たり下記に示す料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。後日、サービス提供証明書を市町村の窓口に出しますと払い戻しを受けることができます。

《居宅介護支援費》

	要介護 1. 2	要介護 3. 4. 5
居宅介護支援費（Ⅰ）	10,860 円	14,110 円
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230 円	

《加算項目》個々の状況に応じて算定される加算額です。

初回加算	3,000 円
入院時情報連携加算（Ⅰ）～（Ⅱ）	2,000～2,500 円
退院・退所加算	4,500～9,000 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円
通院時情報連携加算	500 円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円

2. 契約時の説明に関する追加項目

- 複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることができます。
- 当該事業所をケアプランに位づけた理由を求めることができます。

事業者名 公益社団法人福岡県看護協会 訪問看護ステーション「くるめ」

事業者番号 4062290046

住 所 福岡県久留米市西町105番地18

管理者氏名 久次 昌美

上記内容の説明を受け了承しました。

年 月 日

利用者氏名

家族又は立会人

(本人との続柄

)

説明者

連絡先 0942-48-7171